

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

2026 年度定時評議員会議事録要旨

1. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階 会議室
2. 開催日時 2026 年 6 月 23 日（火）14 時 30 分～16 時 30 分
3. 評議員現在数及び定足数
総数 22 名、定足数 12 名
4. 出席評議員数 18 名
(会議室出席 6 名) 磯部総一郎、蒲生恵美、清水秀樹、成松義文、西村 勉、
和田伸行
(Web 出席 12 名) 遠藤雅也、亀井美登里、菅いづみ、久保英明、榊原仁嗣、佐久間
順子、宗林さおり、滝本浩司、寺島大悟、徳丸浩一郎、笛木正司、
牧 展子
(欠 席) 田中弘之、谷口 茂、丸山鉄平、山岡誠朗
(出席監事) 斉藤 孝、西本恭彦
(出席理事) 矢島理事長、青山常務理事
5. 議 案 第 1 号議案 2025 年度事業報告（案）について
第 2 号議案 2025 年度収支決算（案）について
第 3 号議案 監事監査報告について
第 4 号議案 役員の改選に関する件
その他
6. 議 事
定款第 23 条の規定に基づき、評議員会の議長は出席評議員の互選により成松評議員が議長に選任された。
冒頭で議長から、本日、Web で出席の 12 名の評議員の紹介があり、音声が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態での開催である旨の確認があった。
(1) 定足数の確認
議長の要請により、事務局長から定足数の充足の報告があった。
(2) 議事録署名人選任
議事録署名人として、寺島評議員、徳丸評議員の 2 名が選任された。
(3) 議案の審議状況及び議決結果
第 1 号議案 2025 年度事業報告（案）に関する件
第 2 号議案 2025 年度収支決算（案）に関する件
第 3 号議案 監事監査報告について

議長求めに応じて、総務部長より第1号議案 2025 年度事業報告（案）、事務局長より第2号議案 2025 年度収支決算（案）に関する件について説明があった。

まず始めに、総務部長より 2025 年度事業報告（案）に関する件について、既に送っている事業報告（案）のポイントについて説明があった。

公益事業

公1 健康補助食品基準設定・認定事業

1. 健康食品部関係

2025 年度は JHFA、GMP、安全性の認定・認証3事業の普及啓発活動に力を入れた。GMP 認証事業については、「健康補助食品 GMP ガイドライン」を7月1日に「健康補助食品原材料 GMP ガイドライン」は2025 年12月1日に改訂版として公表した。アンケート調査の専門業者に委託して消費者意識調査を行い、消費者の安全性や品質に関する意識、GMP、JHFA、保健機能食品などの認知度や購買意欲などを調査した。その結果、GMP や JHFA マークが購買意欲に影響を与えることが示され、2026 年度になるが調査結果の説明会を行った。認定健康食品（JHFA）マークに関する事業については、規格基準型 JHFA は、新規認定5件、認定数124品目、個別審査型 JHFA は、新規認定はなかったが、総認定数は8品目である。また、普及啓発活動をいろいろと実施した。GMP 製造所認定に関する事業については、工場認定数は新規認定数6件、認定総数186件、コンサルタント事業は現地7件、協会内5件、GMP 製品マーク表示承認事業は、新規承認数10件、認証総数111件。関与成分 GMP については、行政等の動きに合わせて検討を進めた。また、調査員会議、GMP を考える会の開催を行った。GMP 関連セミナーとしては、GMP 教育セミナーを行い参加者617名だった。GMP 導入セミナーは参加者34名だった。健康食品安全性自主点検認証に関する事業については、新規の登録はなく、原材料総数50件、製品総数8件だった。認定健康食品の普及啓発促進事業（認定健康食品輸出促進クラスター）については、農林水産省補助事業として、認定健康食品（JHFA、GMP）の海外での認知向上を目的にクラスター活動を行った。

2. 学術情報部関係

健康食品相談業務の実施については、2025 年度の相談受付件数は96件、相談内容の内訳は、他安全性、機能性、有効性等となっている。「健康食品相談室」のホームページの充実や相談内容によってはフォローアップも行った。

公2 保健機能食品・特別用途食品申請支援事業

1. 特定保健用食品部関係

特定保健用食品の申請支援は、2025年度は相談15件、申請書チェック1

件、申請支援3件に対応した。疾病リスク低減表示の申請支援については、2段階方式の表示は2025年10月に1件の許可があり申請要件を整理した。また、これらの情報を特定保健用食品講習会で情報提供した。この特定保健用食品講習会は、2026年3月3日に開催し、60名の参加者があった。技術部会活動は3つのWGで、WG1のA班は疾病リスク低減表示の拡大・拡充の可能性について検討、同B班は新規保健の用途や規格基準型の拡張、事前相談の活用など、WG2は再許可申請と変更届の範囲拡大といった許可後の課題について検討、WG3はトクホ教材の開発及び、学会等での発表を行った。普及啓発活動として、[トクホ]ごあんないの及び保健指導用教材の作成、日本チェーンドラッグストア協会への協力依頼を行った。

2. 栄養食品部関係

「特別用途食品制度の活用に関する研究会」の運営と活動として、幹事会の開催、4つの分科会活動で、広告分科会では「特別用途食品適正広告自主基準」を策定、個別評価型病者用食品分科会では制度運用改善及び要望に関することの検討、経口補水液については使用方法や販売方法に関する意見を取りまとめ、消費者庁食品表示課に質疑応答集の追加発出を依頼し通知改正がなされた。総合栄養食品分科会では日本人の食事摂取基準に照らした総合栄養食品の規格基準の見直しの必要性、総合栄養食品の制度運用改善及び要望について意見を取りまとめ、食品表示課と協議した。また、「総合栄養食品リーフレット」を作成した。えん下困難者用食品分科会ではえん下困難者用食品の制度運用改善及び要望について食品表示課と協議した。また、「えん下困難者用食品リーフレット」を作成した。特別用途食品制度に関する普及活動の実施、特別用途食品の申請支援、栄養機能食品の製品企画支援については、特別用途食品申請相談8件、申請書チェック1件だった。

3. 機能性食品部関係

機能性表示食品の届出・広告相談事業では、従来の事業に加え事業者が作成したシステマティックレビューのPRISMA2020対応確認も行った。相談件数は2024年度より多い99件に対応した。機能性表示食品の届出資料の事前点検事業として、2025年度の事前点検件数は7件だった。また、届出資料作成の手引書改定の実施、届出後の分析実施状況公開サイトの運用として、29の事業者、249の製品に対応した。広告部会・広告審査会については広告部会で「機能性表示食品 広告セミナー」を2026年3月に開催し、広告審査会は年1回実施した。機能性表示食品関連事業の普及・啓発のための説明会・相談会実施については、2025年度は7

件だった。機能性表示食品制度の普及・啓発の取り組みは、届出システムティックレビュー別紙様式(V)-4 作成解説セミナーを4回開催した。機能性表示食品制度に関する情報の提供として、薬剤師会（福岡市）及び展示会で講演を行った。その他、農研機構から PRISMA2009 版から PRISMA 2020 版への書き換えの依頼があり6件受託し対応した。

4. 学術情報部関係

学術誌の発刊事業は、2025年度は1論文だったが、広報活動を展開している。

公3 食品保健指導士養成事業

食品保健指導士の養成に関わる事業として、食品保健指導士養成講習会を2回開催、修了評価認定試験を2回実施、食品保健指導士資格更新手続きは48名だった。認定指導士の総数は740名となっている。食品保健指導士フォローアップ事業として日本食品保健指導士会へ指導士向けのセミナー開催を委託している。

公4 特定保健用食品公正取引協議会事業

特定保健用食品公正取引協議会関係

公正取引協議会の運営については、通常総会1回、運営委員会を2回開催した。公正競争規約及び施行規則の運用に関する事業については、公正マーク承認数は27件で、このうち容器包装は11件、容器包装外は16件で累計は102件だった。広告審査会は2回、広告研究会は7回開催した。検討内容は記載の通り。表示広告に関する普及啓発講習会を行う事業については、公正取引協議会のホームページの運営、2025年10月に研修会の開催をした。消費者への普及啓発として2025年11月に「こうのとりの会（行政の消費者モニター経験者の集まり）」で、公正取引協議会の活動について講演を行った。表示広告に関する指導、相談事業については、特定保健用食品の広告等の表示に関する相談10件に対応した。会員数は2026年3月31日現在で34社1団体だった。

共通事業

1. 健康食品部関係

事業者向け健康食品相談事業として、「健康食品いろいろ相談室」の2025年度の相談件数は31件で、相談内容は機能性表示食品、製造管理、安全性など幅広い分野となっている。

2. 学術情報部関係

健康食品等に係る国内外の情報の収集と発信については、月2回メールマガジン形態での会員への情報発信、ホームページでの発信を行

った。

3. 渉外広報室関係

会員への情報提供として、メールマガジンの発行を行い、定期便が26回、臨時便が11回だった。また、ホームページへの情報掲載を行った。普及・啓発活動として展示会への出展活動、報道への対応はプレスリリースの配信18回、「メディア懇談会」は開催せず個別に一般紙、業界紙から直接、取材に対応した。講演講師派遣は、2025年度は20件だった。

4. 研修企画部関係

研修事業については、新人向け実務講座の開催として、新人セミナーをオンデマンドで2回配信し84名の参加者があった。基礎講座はスクール形式で開催し、「安全性・有効性について」は25名、「製造・品質管理の詳細」は23名の参加者があった。また、第1回アドバンスセミナーは40名、第2回アドバンスセミナーは18名の参加者があった。企業向パッケージ型セミナーの実施については、新人向けセミナーをオンデマンド配信したもので、4社49名の参加者があった。「日健栄協セミナー」を開催し、消費者庁の堀井奈津子長官と、神戸大学の中川教授、当協会矢島理事長が講演し、88名の参加者があった。

5. 九州支部関係

九州支部研修会、セミナーの開催、その他普及啓発・広報・連携活動を行った。

収益事業

収1 賃貸事業 建物施設の賃貸に関する事業

総務部関係

4 団体への賃貸事業として、事務室区画の賃貸、会議室の貸出等を行った。

収2 受託事業

1. 総務部関係

2 団体への事務代行受託事業を行った。

2. 栄養食品部関係

日本流動食協会からの受託事業、フレイル予防産業の構築への参画としては、2025年度はフレイル予防推進会議実行委員会のメンバーとして活動に参加し、2025年度の事業計画の検討にあたり食品表示の専門家としての知見を活かし、関連する議論や企画立案に協力した。

3. 機能性食品部関係

機能性表示食品のシステマティックレビュー作成事業として、
2025 年度は 4 件実施した。

法人会計

総務部関係

法人組織の運營業務として、評議員会を 2 回、理事会を 2 回開催、議案等は資料記載の通り。監事監査の実施、業務執行理事会の開催、関連団体に関する事業については、会員数は、2026 年 3 月 31 日現在で 627 社であった。2025 年度入会合計 17 社、退会合計 25 社（入会の詳細は別紙資料）。公益財団法人の運営については、内閣府への定期報告及び変更届、財務状況、事業内容の公表を行った。その他、会計・人事・庶務・職員研修に関する業務、九州支部の運営支援としては、通常総会を 2025 年 5 月、臨時総会を 2026 年 1 月に開催した。それに伴い九州支部運営委員会を開催している。

内閣府公益認定事務局からの報告依頼事項

「法人の運営体制の充実を図るための取組」について

1. 当協会は 2011 年 7 月の公益認定時より、公益財団として適正な運営に必要な諸規定・規則を整備し、事務局職員にはそれら諸規定・規則の遵守を徹底させている。

公益充実資金に関する規程については、現状の特定費用準備資金取扱規程に資産取得資金に係る内容を統合、一本化するべく検討中である。

2. 当初より理事会（理事定数 15 名以上 30 名以内、任期 2 年）においては、常勤の理事は代表理事を含め 2 名以内であり、その他の非常勤理事は全て外部理事の体制をとっている。

また評議員は全て外部の有識者、事業者、消費者団体の代表者等で構成され、理事会の監督や助言を行っている。

監事は、公認会計士と弁護士の 2 名体制であり、公益法人の監事として理想的な組み合わせと考えている。

3. 会計処理については、会計事務所と連携し、日常的な仕訳および預金の入出金等の二重チェックを行っている。また、月次の報告書の作成を行い、月毎に内容に誤りがないか確認している。決算における財務諸表の作成も会計事務所と連携し二重チェックを行っている。

引き続き、2025 年度収支決算（案）に関する件について事務局長より資料に基づき報告があった。

経常収益については、前年対比 394 万円余の増加となった。主な増減は、「受取入会金」が前年度の入会 24 社に対して、当年度は 14 社であったこと

により 300 万円の減少となった。また、「受取会費」は入会数より退会数が多かったことと、健康食品部と特定保健用食品部などの複数の部に所属していた会員がどちらかを辞めたことにより 165 万円の減少となった。「GMP 工場認定事業収益」は新規申請数が昨年度の 10 件から 6 件に減少したことと、更新の対象となる製造所が少なかったため 402 万円余の減少となっている。「安全性自主点検認証事業収益」は更新の対象数が多かったことにより 139 万円余の増加となっている。「機能性表示食品届出支援手数料収益」は主に届出資料事前点検の増加により 194 万円余の増加となっている。「業務受託収益」は 2021 年度から継続して行っている愛媛県から受託している機能性表示食品のコンサルティング事業の契約金額が減少したことにより 105 万円余の減少となっている。「機能性評価関連事業収益」は機能性表示食品のシステムティックレビューの作成が 4 件あったことと農研機構から受託したシステムティックレビューの書き換えにより 1703 万円余の増加となっている。「受取国庫補助金」が前年度より行っていた農水補助事業の補助金が減少したため 492 万円余の減となっている。

経常費用については、前年対比 224 万円余の増加となっている。主な増減は、「役員報酬」、「給与手当」、「臨時雇賃金」、派遣職員等への対価を計上している「委託費」が管理費と合わせると、合計で約 1 億 2300 万円となり、ほぼ前年度と同額となっている。「旅費交通費」は主に GMP 工場認定事業の実地調査が減少したことにより 188 万円余減少している。「印刷製本費」が GMP ガイドラインおよび原材料 GMP ガイドラインの改訂版の作成、また機能性表示食品届出資料作成の手引書の改訂版を作成したことにより 302 万円余増加している。「諸謝金」が主に GMP 工場の実地調査の減少により、それに係る交通費も減少したことで 126 万円余の減少となっている。「支払手数料」が消費者意識調査の費用約 100 万円が含まれ、200 万円余の増加となっている。

「期末貯蔵品有高」は主に「詳説機能性表示食品制度」という冊子を一部廃棄したことにより 194 万円余減少している。

管理費については、人件費関係は先ほど説明させてもらったが、それ以外については「支払手数料」が協会マークの制作を行ったことと、現ビルのエンジニア・レポートを作成したことにより 125 万円余の増加となっている。それ以外は、ほぼ前年度どおりの執行となっている。

以上の結果、当期経常増減額は 1616 万円余の減少となった。経常外増減の部は、2025 年度は特になかった。また、収益事業について法人税、住民税及び事業税が 87,100 円計上され、その結果、当期一般正味財産増減額は 1625 万円余の減少となった。一般正味財産期首残高が 4 億 3901 万 488 円だったので、一般正味財産期末残高は 4 億 2275 万 8883 円となり指定正味財産 1 億

円を合わせると、2025 年度の正味財産期末残高は 5 億 2275 万 8883 円となる。

当期経常増減額は公 1 事業、公 2 事業、公 3 事業、公 4 事業および公益目的事業合計において全てマイナスとなっており、収支相償は保たれている。経常費用計は合計が 2 億 3475 万 5622 円、公益目的事業会計の小計が 2 億 511 万 3193 円となっており、公益目的事業比率は 50%を超えなければならないがこれを大きく超えている（約 87.4%）。この 2 億 511 万 3193 円が遊休財産額の上限額となるが、当年度末の遊休財産額は 9836 万円余で、その適正範囲内となっている。以上のことから、公益法人の財務 3 基準である「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」はすべて基準を満たしている。

第 3 号議案 監事監査報告

続いて 2025 年度の監事監査として、去る 5 月 26 日（火）に、斉藤監事と西本監事の 2 名が定款第 33 条第 2 項の規定に基づき、事務局及び常勤理事等から事業報告を受け、財産の状況、会計帳簿等の調査を行った結果、事業報告は法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しており、会計帳簿等は記載すべき事項を正しく記載し計算書類の記載と合致し法令及び定款に従い損益及び財産の状況を正しく示しているものと認められ、理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められなかったとの監事監査報告が、斉藤監事よりなされた。

第 1 号議案から第 3 号議案に関して、次の質疑応答があった。

評議員： 資料 P8 の学術情報部の相談内容の活用促進の部分で 5 件の相談の内、重篤性、緊急性、拡大可能性などを総合的に判断した結果、行政への報告や企業への情報提供が必要としたものはなかったとあるが、具体的にどのような内容だったのか教えてもらいたい。

学術情報部長： 何れも軽微な内容だったが、まず、母親から息子についての相談で、息子がスポーツ系のサプリメントを飲んでいたら健康診断で尿路結石と言われた。それについては、医療機関の受診を勧めて、後日また話を聞いたところ、サプリメントの使用はもうやめて、検査してもらったところ大丈夫だったということで本人がそれほど深刻に思っていないので、これ以上のフォローは行わない事とした。もう 1 つは 2 年ほど前に失明した右目がゴロゴロして不快だったので、目にいいと言われているサプリメントを飲んだら、かえって調子悪くなった。これも医療機関の受診を勧めたところ、特にサプリメントの利用が原因だという話ではなく因果関係はないということだった。だいたいそのようなレベルのことが多い。

評議員： 分かりました。具体的にどういう相談があったのか内容知りたかつ

たので質問した。

評議員： 例年、事業報告と収支決算を長時間説明してもらう。事業内容の報告についてはこのような形を取らなければならないということは分かるが、報告の仕方について、新たに取り組んだ点とか、例年との違い、また、どういう問題意識を持って事業を進めたかとか、もっとポイントを絞って工夫して報告をしていただきたい。

議長： 事業報告書を作るのは大変だと思うが、やはり事業についてどういう狙いがあるという施策をやったか、その結果はどうなったのか。また、内容について、こういう点をもっと深掘りしていかなければいけなかったとか、ポイントを何処に置くかという点をもっと絞って、傾向と対策的な内容を報告書の中に入れてもらうことが大事な点だと思う。

評議員： 2つ質問がある。まず GMP に関して、資料 P3 の GMP 認定工場数及び製品マーク表示承認数と正味財産増減計算書の GMP 工場認定事業収益が減額になったとの報告があった。ご承知の通り GMP に関しては9月から特定保健用食品と機能性表示食品の義務化がスタートする。サプリメント規制において、いわゆる健康食品を横串にしたところでの GMP が始まるということもあり注目されているので数字は右肩上がりかと思ったが減少になったということで、それに関して今後の見込について教えていただきたい。また、サプリメント規制の議論の中で、グミやチョコレート等は難しい分野だったが、当面の間ということ踏まえた形で対象になった。それについて業界の反応はどうか。当面の間ということは結局やらなければならないので、その点について協会のサポートがどうなっているのか、業界の今の情報を教えていただきたい。

健康食品部長： GMP 認定工場数については、だいたい年平均すると5から6件ぐらいで、確かに伸びてないような形になっているが、実際には大手の企業は GMP を取得している。現在は中小の事業者から GMP を取得したいという問い合わせが多くきていて、それについては、まだ認定できてないので数字には現れていない。それから、GMP 製品マーク表示承認数については、GMP 認定工場での製品に製品マークを付ければ、よりマーケティング上有利になるという点をアピールして取っていただくようにしている。それについて、各販売者からマークを付けてもあまり売れないのではないかと、費用かかるという声が聞こえてくる。当協会で行った消費者意識調査で GMP 製品マークを付けると購買意欲が上がるといった調査結果が出たので、そのような点を情報発信しアピールして GMP 製品マーク表示数を増やしていきたいと考えている。それから、グミや菓子等については、定義上はサプリメントにはなるのだが、当面、GMP の義務化はしない、ただ議論の中で、本来は GMP をすべ

きものなので、協会としては何らかの形でサポートはしていきたいと考えている。実際に当協会の認定工場の中にはグミやゼリーで認定を取得しているところもある。ただ工場では一般の食品を作ってるから無理だという事は実際にあって、そこをうまくサプリメントに該当できるような、例えば、関与成分入りのグミを作るときは GMP を取得して管理する、通常の菓子の製造管理は HACCP で行う、そういった仕組みをうまく作ることが将来的に必要なってくると考える。その点を協会と行政や事業者の方々と一緒にやっていくことが出ると考えている。

評議員： ありがとうございます。

議長： 今の説明から、協会は GMP 認定工場数とか製品マーク表示承認数について、どのぐらいの数を目標にして、結果はどうだったか。見通しに比べて良かったのか、悪かったのか、悪かったとしたら何が欠落していたのかという評価はしているのか。

健康食品部長： まず、健康食品の製造工場が全部でどれくらいあるかということとは分からない、業界でも分からないと思う。感覚的に言うと GMP 認定取得数は期待より少なかったが、問い合わせは想定より多かった。ただ、問い合わせをしてくる企業は GMP についてよくわからないような小さなところが多く、まだこれからと言う印象である。

評議員： 消費者庁や業界が、GMP の義務化で 品質管理をしっかりとやっていこうということになったのだと思うが、それを実施しない企業に対して強制的に取らせるということはできないにしても、協会が啓発活動をして、そういう方向へ誘導していくことはできないのか、どのように考えているのか教えていただきたい。

健康食品部長： 2 年ぐらい前に紅麹問題が起きて GMP がルール化して、そこから気運が高まり、認定を取ってない工場には認定を取ってもらい、取っていないところにも、それに近い管理をしてほしいという情報発信をしている。また、機能性表示食品が義務化になるので、当協会の認定工場で作っているサプリメントであれば、正しい品質管理をしているので GMP 製品マークを付けてほしい、そうすることにより売上もよくなり、製品に差別化が出来るという利点を去年ぐらいからいろいろアピールしているが、工場の認定については先ほど言ったように大手の企業はほぼ認定を取っている。また、製品マークについては通販会社や販売業者等がマークを付けるので、そこに GMP は品質管理の証になるということを普及していかなければいけない。去年、消費者意識調査を実施して GMP 製品マークは品質管理によく、購買行動が進むという結果が出たので、その情報発信している。もう 1 つ、これから 9 月の義務化に向けて、事業者を対象に 7 月の末ぐらいに消費者庁や安全性の先生

方を講師としたセミナーの実施を計画している。

評議員： 健康食品部長が言ったように GMP を取っている工場数は正確にはわからないというのが実情だと思うが、それでは生活者に不安を与え、食品製造全般の問題についての信頼を勝ち取れないと私は思う。協会の役割を超える仕事になるのかもしれないが、まずどうやって数を把握していくか、厚労省や消費者庁に働きかけてやっていかないと解決にはならない。協会は生活者に安全安心を届けるという役割があるのでトライしてもらいたい。

健康食品部長： 工場数が分からないということを公表はしないが、実態を把握しなければならないと思う。協会だけでは限界があるので、評議員が言われる通りいろいろなところに働きかけながら、義務化が始まった後の 9 月くらいから動きだそうと考えているが、そこに向けて企業の方々は準備追われている。

評議員： 資料 P16. 機能性食品部の情報提供の部分で、台湾や中国の業界団体等とも意見交換を行ったということだが、具体的な内容を教えてもらいたい。

機能性食品部長： 台湾、中国、タイ等でアジアの国が多かった。その国の民間団体から日本の機能性表示食品制度の状況について質問があり、主な内容は自分の国でも日本と同じような制度の仕組みを作りたいという事だった。

評議員： その国々は完全に後追的な状況か。

機能性食品部長： そうです。日本の実態を基に聞いてもらうのが一番なので、その点の説明をした。台湾ではもうすぐに制度ができるという事だった。

評議員： その他の国で興味を示している国はあったのか。特にハラルが関係してるところはいろいろナイーブな問題があると思うので。

機能性食品部長： 現在、表示に関しては世界中だいたいできている。残っているのはブラジルやロシア、インドぐらいで、ヨーロッパでは内容について全体でルールを作り各国で再審査するという形になっている。一番進んでいるのはアセアンでもう仕組みはできている。

評議員： アセアンは仕組みが出来ていて、ハラルについてはまた別の考え方になるということか。

機能性食品部長： そうです。

評議員： 先ほど、健康食品部長から GMP を取っている工場数は正確には把握できないという話があったが、消費者庁から GMP の届出は受理されているので製造所数は出ていて、全国で大体 300 社くらいということだった。そこには基本的に協会の GMP を取っているところは入ってたと思うが、取れなかったところについて、今後協会としてどのようにしていく予定があるのか教えてもらいたい。

健康食品部長： 今持っている情報では、機能性表示の届出をしている製造所

が大体 300 社ぐらい、そのうち 200 社ぐらいはある程度 GMP 管理が出来ているが、残りの所は出来ていないという消費者庁の報告だった。その 300 社については協会と JIHFS の認定を取っているところとそれ以外のこれから取りたいというところが入っている数字ということだった。

評議員： 消費者庁から取得状況が良くないと言われた企業について協会は情報を把握しているか。

健康食品部長： 消費者庁からの数字は把握しているが、具体的な企業名や工場名は消費者庁からは教えてもらえないので分からないが、300 社のデータベースを調べれば情報は分かる。そこから協会と JIHFS の認定工場を除けば、認定を取っていないところがあるので、そこに取得の働きかけをしようと計画をしている。

評議員： GMP について、消費者庁の GMP 判定のチェックポイント等いろいろ最終決定するところまで来ているが、協会と JIHFS と日健工という健康食品の受託開発・製造に特化した業界団体の、それぞれの GMP の内容について相当違いがあるが、その摺り合わせをどのようにしていく予定か教えてもらいたい。

健康食品部長： 指摘のように、消費者庁の機能性表示の義務化に対するチェックリストの中身とその元となるいわゆる 311 通知のチェックリストの中身が微妙に違うというところがある。それから当協会の GMP のガイドラインと JIHFS のガイドラインと日健工の検討中のマニュアル(案)が微妙に違うということについても理解をしている。日健工とは何度か話し合いをさせてもらい、まだ具体的ではないが、今後、出来るところは一緒にやっていきたいというところまで話は進んでいる。基本的に重要な部分についてはそれほど大きな違いはないというのがお互いの認識だ。日健工の会員の多くが当協会や JIHFS の GMP を取っている企業なので、評議員が言うようなそんなに大きな隔たりはないと思うが、微妙な点の違いについてこれから JIHFS や日健工と検討を進めて行きたいという状況だ。

評議員： 消費者庁が GMP 判定のチェックポイントを作り、それに合わせて皆さんが実施していくということになるので、そのあたりを是非揃えていただくということをお願いしたい。それから、検討会の中では原料という言葉は出していなかったが、JIHFS は原料の支援もしている。小林製薬も最終的には GMP を取っている工場で作品を作っていたが、ああいう問題が起こったというようなことがあるので、その辺を検討していただければと思う。もう 1 点、今回、サプリメントの定義が決まったが、その中でグミやチョコレート等菓子についての過剰摂取の対応について協会の考え方を教えていただきたい。

議長： 今の件については、消費者庁や協会や他団体も絡んでいるので、どういう組織がいつまでにどういう形で決めていくのか分かったら教えてもらいたい。

健康食品部長： いろいろと段階があると思うが、消費者庁での話が決まれば、次は業界団体で何処かが中心に進めて行かなければならない。当協会としては理事長に頑張っていただき協会が中心となって決めて行けるようにしたいと考えている。

議長： 企業サイドから見ると GMP は品質の安全に必要なものだし、消費者にとってはもっと大事なことになるのでそれを曖昧にしないということを協会としても考えなければいけないと思う。

事務局長： 事業者は GMP の考え方に基づいて製品の製造してもらう事になるのだが、実際には具体的にどうやるのかということが問題になってくる。それについての知見は当協会が一番持っている認識している。協会が中心となって JIHFS や日健工と連携しながら情報発信をしっかりとやって行きたいと考えている。それから、グミやチョコレート等菓子についての過剰摂取の対応についてだが、そもそも過剰摂取の議論はサプリメントの定義を定めるに際しては過剰摂取ということも念頭に置いて整理をしたほうが良いということを出てきたものであり、消費者庁がたとえば過剰摂取になるからと言って食品の袋を小さくするなどという制限をすることではないだろうし、そこは健康被害という観点から厚労省で考えるべきことなのかと思う。

評議員： 9月から GMP が義務化されるが、先ほど協会が中心となって詳細部分に関して決めていくという話で、私の会社も協会の GMP を考える会に入っているが、同等性とか微生物等などの詳細部分についていつまでにどのような形でアウトプットして進めていくのか予定を教えてください。

事務局長： 機能性の部分について協会の会員で GMP の認定を取っているところで、消費者庁の調査が入り指摘をされているところにはいろいろ対応をさせてもらっている。9月までにはクリアできるようにしたいと思っている。それ以外の認定を取っていないところについては健康食品部に相談があったりしているが、これを機会に協会の認定を取ってもらえるようサポートして行きたいと考えている。

評議員： 団体をヒアリングしたときに機能性表示食品の八割を日健工の会員の工場で作っているというデータが出た。もしかして協会の GMP を取っている会員と重複してるところもあると思うが、チェックポイントの判断基準みたいなもののすり合わせをきちんと揃えていただきたいと思います。

事務局長： 八割を日健工の会員の工場で作っているということだが、そこにはほぼ協会の会員が入っていて、会員は協会か JIHFS の GMP 認定を取って

いると思う。各々の団体でチェックポイントを作ったので、団体間で調整できるのであればそこは調整していきたいと思っている。

議長： 最終的には協会が主体となって具体的な行動を纏めていく事が大事だということ聞いたので、その前提で進めてもらいたい。健康食品部長が忙しくなると思うがよろしく頼みたい。

評議員： 当協会の活動として素晴らしいと思っているのが資料 P28 のフレイル予防産業の構築への参画だが、サルコペニア用食品に関して、評価基準型を検討されたが、各社の許可基準型創設への優先順位は高くはないことから保留とされたという記載があるが、今の状況について伺いたい。

理事長： フレイル予防産業については、資料 P28 のところに記載しているが医療経済研究・社会保険福祉協会（社福協）という団体が、フレイル予防産業推進会議の事務局をやっており、理事長は元厚生労働省事務次官の辻哲夫氏、神奈川県知事の黒岩氏が会長、その他、岐阜県や高知県の知事が入っている。そこが作業部会という形でフレイルサービス振興会という団体を 2025 年に設立し、民間認証を行いたいということなので当協会は食品表示の専門家として協力をさせてもらっている状況だ。

評議員： 分かりました。

評議員： 資料 P1. 健康食品部の部分で「消費者意識調査を行い、消費者の安全性や品質に関する意識、GMP, JHFA, 保健機能食品などの認知度や購買意欲などが把握できた」と書かれているが、それは少し限定的な言い方でそこまで言い切るのは難しいのではないかと思う。書き方を直したほうがいいと思う。

議長： 洞察が深まったとか、こういうテーマを基にしてどういったアプローチや活動をしていくことが大事なのか深掘りして行くべきとか、把握できたというだけで終わらせるのは逆にもったいないと思う。

評議員： 今この時期、サプリメントのいろいろなものを消費者庁が一旦中間取りまとめをして部会長一任を取って厚労省に投げて厚労省が健康被害の収集をどこまで拡大できるか、そういう動きが山場になってきている。定例的な報告の他に、いろいろなものが大きく変わってくるので、そういうことを話題にしてもらい情報を共有してもらいたい。協会はその中でどのようにしていくか考えがあった方がいいと思う。

事務局長： 先ほど評議員から指摘のあった消費者意識調査の部分の書き方を「消費者の安全性や品質に関する意識、GMP、JHFA、保健機能食品などの認知度や購買意欲などの消費者意識調査を行った」と直させていただきたい。

第1号議案から第3号議案について、他に特段の意見もなく、事業報告書の消費者

意識調査の項の一部を上記のように修正を加え、それ以外は原案通り会場に出席の評議員及びWeb会議に出席の評議員全員一致で了承された。

第4号議案 役員の改選に関する件

議長の求めに応じて、総務部長から理事、評議員に関する推薦・選任基準について資料に基づき説明があった。

続いて議長より6月17日に役員候補者選出委員会を開催し、理事及び監事候補者を、理事、評議員に関する推薦・選任基準及び関連規則、略歴書並びに推薦理由を確認、検討したうえで選出した。また、今後の課題として役員候補者選出委員会から、今回は消費者代表の理事候補者がいないので、消費者代表の理事については、引き続き確保に努めてほしい。今後、消費者団体等と調整をしていただき、候補者が決まった場合は書面決議で対応する。また、全健協の推薦が今回1名であるが、当該団体の意向である旨説明し了解された。なお、全健協は当協会の中心を担ってきた団体の一つであり、今後とも理事候補者を推薦願いたいとの意見があったとの報告があった。

引続き、総務部長から理事と監事の候補者リストについて説明があった。

本案に関して、次の質疑応答があった。

評議員： 候補者リストを見させてもらうだけではよく分からないが、各団体からバランスよく選出されていると思うので賛同する。

議長： 私も理事会等の議事録を見させてもらい、きちんと出席をしているか、積極的に発言をしているかなど確認させてもらっている。また、今後、消費者代表の理事は是非とも必要だと考えている。

事務局長： 消費者代表の理事候補者を現理事の阿南氏にお願いして人選をしていたがこの度は候補者として皆様にお諮りするまでには至らなかった。今後も引き続き人選をしていきたいと思う。

評議員： CRNの代表をしているが、この度は2名の候補者枠をいただきありがとうございました。今回、全健協の候補者が1名ということだったが、CRNとしては協会の理事になって活躍したい者がいるので、協会の理事の総数は30名以内となっていてまだ枠があるので、次回以降、CRNの候補者枠は2名ということではなく、3名でも4名でも選任していただきたい。また、議長も理事会の出席について言われたが、理事会の出席数が半分以下の方は理事として如何かと思う。半分以上出られる方を選任したほうがいいのではないかと思います。

議長： 私もそう思うのだが、候補者枠を2名から3名に変更するということ、また、理事会の出席率に明確な線引きをするということについては非常に微妙な問題があり、今後、事務局に検討してもらい次回以降の理事の改選、評議員会の

改選に反映させてもらいたい。

評議員： 質問があるが、AIFN の候補者枠というのは今まであったのか、また、候補者は AIFN の会員ということか。

総務部長： AIFN の会員ということで推薦をもらっている。AIFN は推薦・選任基準のその他の団体となっている。

評議員： 組み立てとしては、AIFN の候補者枠があり、その中の会員がアピ㈱だったということか。

総務部長： はい、AIFN の推薦枠として AIFN の会員のアピ㈱の推薦があったということです。

評議員： わかりました。

議長： 例えば 2 つの団体にダブルで登録している会員はあるのか。そういう可能性が今後も出てくると思うが。

事務局長： はい、食品会社、医薬品会社系の会社は大体がダブルで登録して会員が多いです。

評議員： 明確に団体の会員でなければいけないのか、団体としてある会社を推薦すればいいのか、どちらなのか。

事務局長： 会員であることが前提です。

評議員： わかりました。

本議案について意見を求めたところ、他に特段の意見がなかったので、議長が候補者リストの 17 名の理事候補者と 2 名の監事候補者の選任について諮ったところ、原案通り会場に出席の評議員及び Web 会議に出席の評議員全員一致で了承され、17 名の理事及び 2 名の監事が選任された。

選任された理事・監事は次の通り。

(新任理事 6 名)

菊地 範昭 (公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 機能性食品部長)

後藤 孝洋 (新日本製薬株式会社 代表取締役社長)

橋本 将男 (ロート製薬株式会社 知財・ライセンス戦略部 部長)

稲垣 雅 (アサヒグループ食品株式会社 品質保証部 シニアスタッフ)

三宅 康夫 (丸善製薬株式会社 研究開発本部 食品開発部 部長)

亀山 隆 (ビーエイチエヌ株式会社 製造本部 取締役)

(再任理事 11 名)

矢島鉄也、鈴木信二、関口洋一、多屋馨子、森 伸夫、平野宏一、福山勝実、

西村栄作、中村 靖、泉澤勝弘、岩越 剛

理事の任期は選任された日から 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで。

なお、任期満了による理事退任者 9 名は次のとおり。

青山 充、阿南 久、矢頭 徹、鈴木智美、蟹口昭宏、板波英一郎、小杉哲平、
下川義之、原 英郎

(再任監事 2 名)

西本恭彦、斉藤 孝

監事の任期は選任された日から 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで。

以上をもって議案の審議等を終了したので、16 時 30 分、議長は閉会を宣言し、解散した。